



令和4年7月4日

写

一般社団法人 茨城県建築士会 御中

水戸市長 高橋 靖

### 仮設トイレに係るし尿処理手数料の改定について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本市の行政については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件について、下記のとおり仮設トイレのし尿収集運搬に係るし尿処理手数料を改定しましたので、御承知おきくださるようお願いいたします。

記

#### 1 改定の対象

##### (1) 区域

水戸市（旧常澄村及び旧内原町の区域を除く。）

##### (2) トイレ

工事、催し等のため一時的に設置される仮設トイレ（事業所等の敷地や公園、農地等に常設されているトイレを除く。）

#### 2 改定内容

現 行	改 定 後
1リットルにつき10円	収集1回につき 3,000円に1リットルにつき10円を加えた額

#### 3 施行日

令和4年10月1日

※同日以後のし尿収集から適用します。

#### 【お問合せ】

水戸市生活環境部衛生事業課

電話 029-224-1111（代表） 内線2343

E-mail: sanitation@city.mito.lg.jp

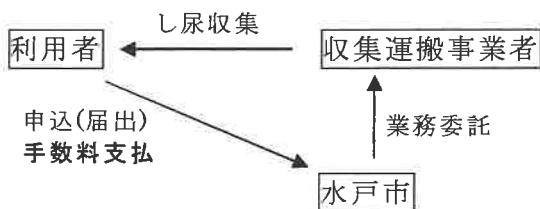
担当：菅谷、小松

(参考)

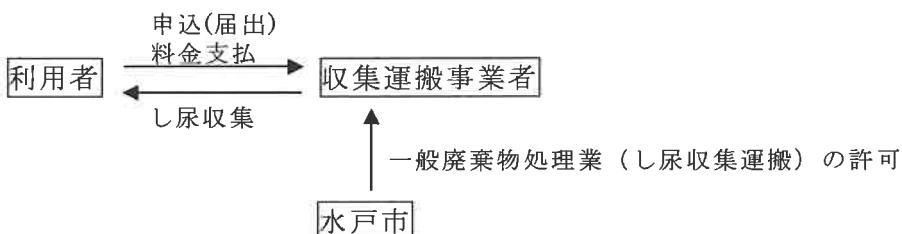


## 1 水戸市におけるし尿収集の概要

- (1) 水戸市のうち旧常澄村と旧内原町を除く区域（市が事業者に委託して収集。市が条例で定める手数料を適用しており、今回の改定対象区域）



- (2) 水戸市のうち旧常澄村と旧内原町の区域（市が許可した事業者が収集。事業者が設定する料金）



## 2 改定対象区域（水戸市のうち旧常澄村と旧内原町を除く区域）の町名

青柳町, 赤塚1・2丁目, 坪大野, 曙町, 朝日町, 愛宕町, 木葉下町, 飯島町, 飯富町, 石川1~4丁目, 石川町, 泉町1~3丁目, 岩根町, 大塚町, 大町1~3丁目, 加倉井町, 笠原町, 金谷町, 金町1~3丁目, 上河内町, 上国井町, 上水戸1~4丁目, 萱場町, 瓦谷, 河和田1~3丁目, 河和田町, 北見町, けやき台1~3丁目, 小吹町, 紺屋町, 五軒町1~3丁目, 栄町1・2丁目, 酒門町, 櫛町1~3丁目, 桜川1・2丁目, 三の丸1~3丁目, 渋井町, 下国井町, 白梅1~4丁目, 新荘1~3丁目, 新原1・2丁目, 自由が丘, 城東1~5丁目, 城南1~3丁目, 水府町, 末広町1~3丁目, 住吉町, 千波町, 田野町, 田谷町, 大工町1~3丁目, ちとせ1・2丁目, 中央1・2丁目, 天王町, 東野町, 常磐町1・2丁目, 常磐町, 中大野, 中河内町, 中丸町, 成沢町, 西大野, 西原1~3丁目, 根本1~4丁目, 根本町, 褐塚1~3丁目, 八幡町, 浜田1・2丁目, 浜田町, 梅香1・2丁目, 東赤塚, 東大野, 東桜川, 東台1・2丁目, 東原1~3丁目, 姫子1・2丁目, 開江町, 平須町, 備前町, 藤井町, 藤が原1~3丁目, 藤柄町, 双葉台1~5丁目, 文京1・2丁目, 堀町, 本町1~3丁目, 全隈町, 松が丘1・2丁目, 松本町, 見川1~5丁目, 見川町, 緑町1~3丁目, 南町1~3丁目, 宮内町, 宮町1~3丁目, 見和1~3丁目, 元石川町, 元台町, 元山町1・2丁目, 元吉田町, 谷田町, 谷津町, 柳河町, 柳町1・2丁目, 吉沢町, 吉田, 吉沼町, 米沢町, 若宮1・2丁目, 若宮町, 渡里町